

第4回総会 議事録

開催日時 令和2年10月29日(木曜日) 午後1時33分

開催場所 小松島市役所4階 大会議室

(農業委員)

1番 一柳 泰徳	2番 竹内 信行	3番 錦野 伸策	4番 谷崎 徹
5番 金西 章	6番 栗本 謙二	7番 廣田 由美	8番 豊田 泉朱
9番 谷崎 賢二	10番 矢野 伸二	12番 増井 道宏	13番 服部 雅基
14番 川瀬 益栄	15番 船越 康博	16番 關 藤子	17番 森 博之
18番 高井 トミエ	19番 青木 正廣		

(農業委員の欠席者)

11番 江崎 恵子

(農地利用最適化推進委員の出席)

1区 庄野 博美	2区 柳川 昌弘	3区 島田 正明	3区 松下 傳
4区 石原 美史	5区 宮田 芳和	6区 庄野 敏彦	6区 橋本 春男
7区 小松 晃	7区 徳山 守	8区 内多 泰美	9区 岡崎 勢一
9区 吉積 幸二	10区 宮城 仁	10区 里村 雅博	

(出席者)

局長 添木 尚 次長 杉本 弘恵 書記 安部 裕介

議案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 議案第3号 農用地利用集積計画案審議について
- 議案第4号 農地移動適正化斡旋について

議案外

- 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の取消届について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第4号 利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について
- 報告第5号 農地中間管理権が設定された農用地の利用配分計画書について

その他

- 地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る意見について

開会開始時間 午後1時33分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会第4回総会を開催いたします。

議事に入る前に、議事録署名者に、4番 谷崎 徹委員 と 13番 服部委員をご指名いたします。よろしくお願いいいたします。

なお、11番 江崎委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

議長（青木会長）

それでは、議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請審議について」事務局より説明をお願いいいたします。

事務局（局長）

それでは、議案書の2ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請審議について」

申請件数は、1件、1筆です。

議長（青木会長）

事務局は、整理番号1番の審議内容を説明してください。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番は、労力不足による所有権移転の申請です。

申請地は、1筆、面積997㎡です。

譲渡人は、相続により農地を取得したが、耕作ができないため、買い手をさがしていたところ、農地を探していた譲受人との間で売買の話がまとまり、このたび、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長

担当の 高井委員さん、何か補足事項があればお願いいいたします。

18番 高井 委員。

18番 高井委員

大林町の高井です。

お世話になっております。

何も問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。
それでは、整理番号1番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。
質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決と認めます。
以上で、議案第1号を終了いたします。
続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

それでは、議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

申請件数は、1件、3筆です。

事務局（局長）

整理番号1番から整理番号3番の申請内容について説明いたします。まとめた説明とさせていただきます。
転用目的は、露天駐車場（一時転用）でございます。

賃借人は、現在、農業協同組合としての業務を営んでおりますが、事務所の老朽化に伴い、移転することになりました。つきまして、新しい事務所に必要な駐車場が不足している状況であり、当該地権者からの同意を得られたということから、このたび5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域の農業振興地域内の農地です。現在、農振除外を申請中でございます。除外後に農地法第5条申請を申請予定としております。この期間、賃借人において農地法第5条申請の一時転用を申請しました。一時転用が終了後、鉄板を撤去し、鉄板撤去後、現状回復するとの計画書が提出されております。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で第2種農地と判断されます。
また、〇〇〇土地改良区の意見書が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、全面市道から進入口に鉄板を敷布し、現状のまま使用します。小松島市道、水路、道に囲まれており、造成工事を行う予定もなく、排水については地下浸透式であるため付近の土地に対して被害はないものと思われま。

以上のことから、整理番号1番、2番、3番については許可やむを得ないと考えます。
以上です。

議長

担当の 一柳 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

1 番 一柳 委員。

1 番 一柳委員

日開野町の一柳です。先ほど事務局からご説明のあったとおりであります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。
それでは、整理番号 1 番、2 番、3 番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。
質疑がないようですので、整理番号 1 番、整理番号 2 番、整理番号 3 番については、原案どおり可決と認めます。
以上で、議案第 2 号を終了いたします。
引き続き、議案第 3 号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より、説明をお願いいたします。

事務局（次長）

それでは、議案書の 4 ページをお開きください。

議案第 3 号「農用地利用集積計画案審議について」

申請総数は、134 件、440 筆です。

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定める各要件を満たしていると考えます。要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること及び耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、それから、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。
5 ページからの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

なお、総括表のナンバー 121 から 440 までについては、小松島市〇〇〇地区農地中間管理機構関連農地整備事業のための使用貸借による利用権設定となっております。

以上です。

議長（会長）

ありがとうございました。
ただいま事務局より、申請内容についての説明がありました。
それでは、議案第 3 号の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長（会長）

ありがとうございます。

質疑がないようですので、議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」を可決いたします。
引き続き、議案第4号「農地移動適正化幹旋について」、事務局より、説明をお願いいたします。

事務局（次長）

それでは、議案書の35ページをお開きください。

議案第4号「農地移動適正化幹旋について」

申請総数は、1件、1筆です。

幹旋に係る申出書一式並びに現地確認を行いました。すべて完備しておりました。

なお、所在地図については、36ページに記載してあります。

別紙①所在位置図について、ご確認ください。

少し補足させていただきますと、令和2年4月1日施行の国の農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正がなされたことを受けて、小松島市においても農地移動適正化あっせん基準及び基準細則の一部改正を行いました。

簡単に説明いたしますと、改正前は「農業委員の中からあっせん委員2名を指名し」となっていたのが、この改正に伴い、「農地利用最適化推進委員の中からあっせん委員1名以上を指名し」と改正させていただきました。

よって本市幹旋基準により幹旋を行いたいと思いますので、幹旋委員2名のご指名をお願いします。

議長

それでは、幹旋委員を私の方からご指名いたします。

整理番号1番については、小松委員と徳山委員が、地元及び近隣の地区担当委員となっておりますので、幹旋委員に指名いたします。

ご異議ございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、議案第4号については、原案どおり可決と認めます。

以上で、議案についての審議を終了いたします。

それでは引き続き、議案外に移ります。

報告第1号 「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の取消届について」
報告第2号 「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」
報告第3号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」
報告第4号 「利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について」
報告第5号 「農地中間管理権が設定された農用地の利用配分計画書について」
議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

議案外についてご報告いたします。議案書の37ページをお開きください。

報告第1号『農地法第5条第1項第6号の規定による届出の取消届について』

届出件数は、1件、1筆です。

整理番号1番は、令和元年8月19日付け、第9号にて、5条の届出受理通知を受けておりましたが、このたび取消願が提出されました。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、取消通知を発出いたしました。

事務局（次長）

議案外についてご報告いたします。議案書の38ページをお開きください。

報告第2号『農地法第5条第1項第7号の規定による届出について』

届出件数は、1件、1筆です。

整理番号1番は、先ほどご報告いたしました5条届出の取消届を受けて、提出されました。申請内容は同じで太陽光発電施設設置となっております。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

事務局（次長）

議案書の39ページをご覧ください。

報告第3号『農地法第18条第6項の規定による通知について』

届出件数は、6件、25筆です。

それぞれ賃借人、賃貸人の協議のもと、合意解約に必要な書類、農地法第18条第6項の規定による通知書、および合意解約書に双方の署名・捺印がされ、提出されております。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。この案件については、農地中間管理機構関連農地整備事業に関連しての、合意解約でございます。

事務局（次長）

議案書の42ページをご覧ください。

報告第4号『利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について』

申出件数は、22件、48筆です。

各々、賃貸人と賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、および利用権設定にかかる合意解約申出書に双方の署名、捺印がされ提出されております。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

なお、43ページ以降に詳細を記載してありますので、ご確認ください。

事務局（次長）

議案書の47ページをご覧ください。

報告第5号『農地中間管理権が設定された農用地の利用配分計画書について』

申出件数は、2件、3筆です。

徳島県農林水産総合技術センター所長より、農用地利用配分計画の認可について、令和2年9月25日付け、農技セ第519号にて事務局に通知がありました。認可年月日は令和2年9月25日です。

48ページに詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上で、議案外の報告を終わります。

議長

ただいま、事務局より議案外5件について報告がありました。

何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

質疑なし、と認めます。

よって、議案外について終わります。

それでは次に、「地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る意見について」

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

地籍調査事業に伴う農地の地目認定に係る意見について、令和2年10月9日付け 小都整第616号により、小松島市長より意見を求められました。

地籍調査とは、一筆ごとの土地について、その土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査でございます。この地籍調査は、国土調査法に基づき市が実施いたしますが、所有者などに現地で立ち会いをお願いし、確認しながら進めております。

登記簿上の地目が農地である土地の地目変更の認定に当たっては、昭和56年10月7日付け国土国第409号国土庁土地局国土調査課長指示「地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について」という通知により、地目認定に際して疑義がある場合は必要に応じ農業委員会に照会するものとされておりますので、今回照会を受けたということでございます。

なお、先月の総会では、中田町の地籍調査事業の成果について、場所が市街化区域で手続きが比較的簡易であることから、ご本人から4条届出を提出していただきましたが、今回の楢瀬町は市街化調整区域であり、転用手続きが複雑で、かつ筆数も多いことから、一括で意見の照会をお受けいたしました。

それでは、お手元にお配りしてある資料の1ページ目をごらんください。(地籍調査結果地目別筆数)
2ページは地目変更箇所一覧として、元の地目が田や畑で、現況が何に変わったかを集計しております。
今回集計がありましたのは、榑渕町字大谷及び大谷奥、瑞雲地区で、調査前の登記地目が田2筆、畑52筆で、合計54筆でございます。

1ページの表にございますように、田につきましては、現況が山林2筆でございました。
畑につきましては、公衆用道路10筆、山林40筆、宅地2筆でございました。

現況が農地以外に変わっていた土地につきましては、徳島県農地事務関係事務処理要領の非農地証明書の交付の基準を参照いたしました。

この要領では、過去20年以上非農地の状態が継続していると確認できた土地に関しては、農地法から外す判断をしていることから、非農地証明が交付できる要件を満たしている場合は、地籍調査の結果どおりと判断して差し支えないのではないかと考えます。なお、今回、農地以外に変わっていたものすべてについて、担当課である都市整備課の方で平成9年、平成13年の航空写真を確認し、平成9年から農地性がなかったことを確認済みでございます。

お配りした資料の右の方の欄をごらんください。平成9年、平成13年写真という欄の「確認済」と入っているものが航空写真で確認できているものです。

なお、10月12日に事務局、都市整備課の担当者と青木会長、担当地区の服部委員と近隣の委員の方、数名で、現地調査を行っております。

以上、農業委員会事務局といたしましては、地籍調査の結果、現況どおり地目認定することは差し支えないのではないかと考えます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

ただいま、事務局より説明がありました。

担当の服部委員を含め、近隣の委員数名で現地を調査したとのことでございますので、代表して服部委員にご報告をお願いしたいと思います。

13番 服部委員

はい。榑渕の服部です。

私を含め、榑渕地区の担当委員で都合のついた方と青木会長、事務局、市都市整備課の担当者と一緒に、10月12日に現地調査に行ってきました。担当者から写真や図面などの資料を基に説明を受けて、代表的な土地を中心に現地を確認いたしました。今回のリストにある田や畑が山林状態となり、非農地化している状況を確認しました。担当といたしましては、調査した土地は、ここ数年での状態とは考えにくく、地籍調査の結果のとおり、地目変更することはやむを得ないのではないかと考えました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

質疑なし、と認めます。

「地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る意見について」は、農業委員会として、諮問のありました小松島市長あてに、地籍調査の結果に対して意見なしという内容の回答をしたいと思います。

以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。

これにて、第4回総会を閉会いたします。この後、事務局より事務連絡がございますので、宜しくお願いいたします。

総会終了 午後 1 時 54 分

議事録署名委員

4番 谷崎 徹

13番 服部 雅基